

証券投資信託約款変更のお知らせ

追加型証券投資信託「フィンデックス100」（以下、「当ファンド」という場合があります。）及び当ファンドが主要投資対象とする親投資信託「フィンデックス・アクティブ・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」という場合があります。）につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

【変更の内容及び理由】

①フィンデックス・アクティブ・マザーファンドの「運用の基本方針」の変更

マザーファンドは、「東京証券取引所市場第一部を除く市場に上場（新規上場予定を含みます。）している新興企業のうち、上場してから原則として3年未満の銘柄（以下、これら投資対象とする銘柄群（ユニバース）を「フィンデックス」と呼びます。）」を主要投資対象としていますが、新規株式公開の減少などによりフィンデックスを構成する銘柄数が減少し、十分な投資機会を得ることが困難な状況となってきています。このような状況の下、主要投資対象を「東京証券取引所市場第一部を除く市場に上場（新規上場予定を含みます。）している新興企業」に変更し、投資機会の確保と運用成果の一層の向上を図ります。

なお、重大な約款変更には該当しませんが、上記の変更が適用されることとなった場合、平成22年3月25日を適用日として、マザーファンドの名称を「日本新興株グロースマザーファンド」に変更する予定です。

②フィンデックス100の「運用の基本方針」の変更

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて運用を行っており、フィンデックスを実質的な主要投資対象としています。マザーファンドの主要投資対象が変更されることに伴い、当ファンドの実質的な主要投資対象もフィンデックスから「東京証券取引所市場第一部を除く市場に上場（新規上場予定を含みます。）している新興企業」に変更します。

なお、重大な約款変更には該当しませんが、上記の変更が適用されることとなった場合、平成22年3月25日を適用日として、当ファンドの名称を「日本新興株グロースファンド」に変更する予定です。

③フィンデックス100の「基準価額の適用日」の変更

投資家の利便性の向上のため、当ファンドの取得申込みに係る基準価額の適用日を「取得申込日の翌営業日」から「取得申込日」へ、換金（解約）申込みに係る基準価額の適用日を「換金（解約）申込日の翌営業日」から「換金（解約）申込日」へ変更します。

④フィンデックス100の「換金（解約）代金の支払日」の変更

上記③の基準価額の適用日の変更に伴い、当ファンドの換金（解約）代金の支払開始日を、換金（解約）申込日から起算して「6営業日目」から「5営業日目」へ変更します。

【変更予定日及び変更適用予定日】

上記の投資信託約款変更は、平成22年3月5日付で行い、平成22年3月25日より適用する予定です。

フィンデックス100の受益者で上記の投資信託約款変更にご異議のある方は、平成22年1月28日から平成22年3月1日までに、当社に対し、書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中にご異議のお申し出のあった受益者の受益権の合計口数（マザーファンドについては、当ファンドの信託約款に係る受益者の受益権の口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権の口数に換算させていただきます。）が、平成22年1月28日の受益権（マザーファンドについては、マザーファンドの信託約款に係る受益権となります。）総口数の2分の1を超えないときは、予定どおり平成22年3月5日付で投資信託約款を変更します。

この場合、ご異議のお申し出のあった受益者は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者からの買取請求必要書類を受領した日の翌営業日の解約価額とします。）で、当社を通じて、受託会社に対し、平成22年3月5日から平成22年3月24日までの間に、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

平成22年1月28日

東京都港区北青山二丁目11番3号

ITCインベストメント・パートナーズ株式会社